

軍談師の旅日記

橘川 俊忠

ここに紹介するのは、僊風という軍談師の安政六年五月八日から翌七年三月十三日までの旅日記で、岩手県東磐井郡大東町渋民の芦東山先生記念館に所蔵されているものである。この旅日記は、仮綴じ横半帳、全部で四十一丁ほどの小冊子で、表紙・旅日記本文二十五丁、住所録二丁、白紙九丁、短歌等書き付け二丁、白紙一丁、住所録二丁という構成になっている。

住所録は、前の方のものが、旅先の寄宿先あるいは寄宿予定の住所、後のものは、江戸の知人のものと思われる。短歌等は、俊成や頼政あるいは秀吉等の名も見え、何かからの写しらしいが、どこから写したかは、判然としない。少なくとも本人のものではないことは、たしかである。

また写本か原本かは、明確には判定し難いが、本人にのみ必要と思われる住所録等のメモ類が、巻末近くにかなり雑然と綴じ込まれていることから考えて、まず原本とみて間違いはないのではなからうか。しかし、最後の一丁は、綴じ込まれて文字が見えなくなっているところもあり、後人の手が加えられている可能性があって、断定はできない。さて、この旅日記が原本の可能性が相当高いとすると、それが何故、芦東山先生記念館に所蔵されているのかが問

題になる。僊風という軍談師が何者であるかは、今のところ一切不明であるが、僊風と芦家を結び付ける情報は、この旅日記の中にある。

ひとつは、末尾の住所録の記載である。そこに二度、芦文三郎という名前が出てくる。一カ所は、「江戸深川八幡社内 画師川村春洋処 芦文三郎」で、もう一カ所は、「芝御屋敷 仙台中奥附絵師 高橋養仙 芦文三郎ヲ尋」である。川村春洋は、伊達藩領刈田郡白石出身の絵師で、当時藤堂藩に仕え、江戸に居たと思われる。また、高橋養仙は、伊達家に仕えた医師であった（住所録に絵師とあるのは、医師の間違いであろう）。

さて、肝腎の芦文三郎だが、彼は、天保期に伊達藩領東山地方の大肝入を勤めた芦章右衛門の子供であったと思われる。同じ伊達藩領出身ということもあって、川村春洋や高橋養仙と知り合いであったのであろう。また、彼は、芦東山先生記念館館長芦文八郎氏によれば、近隣の折壁村の小山家に養子に入ったという。『仙台人名大辞書』に、「美術家。文山と号す、東磐井郡折壁村の人、常に海内を周遊し、心を風流韻事に留め、茶道生花の技を好み」等と記されている小山文三郎がそれで、彼なら軍談師の知り合いが居ても、少しも不思議ではなさそうである。

もうひとつの情報は、僊風が折壁村に滞在していたという記述が、旅日記本文中にあることである。僊風は、猪苗代町を出立するとき宿代に困り、浴衣を売り払ったが、その浴衣は、「去年十月仙台領東山折壁と申町にて」仕立てたとある。浴衣を仕立てるほどの滞在であったとすれば、それほど短期の滞在とは思われない。そこには、それなりの縁故があったのであろう。それが、芦文三郎との関係であったのではなからうか。

今のところ推測の域を出ないが、僊風と芦文三郎とが、相当の関係があったことは間違いないであろう。ちなみに、芦東山先生記念館は、芦章右衛門の柴桑芦家から出た伊勢堂芦家の初代芦祥平が収集した芦東山関係の史料を基礎に造られたもので、現在の館長芦文八郎氏は、祥平の曾孫にあたる。柴桑芦家から出た文三郎に関係するものが、同じ柴桑出身の祥平によって収集されたとしても不自然ではあるまい。

ところで、史料の伝来は以上のように推測されるとして、僊風の旅そのものは、どんなふうであったであろうか。詳細は史料によるとして、ここでは簡単にその様子を紹介しておこう。

この旅日記は、安政六年五月八日、僊風が仙台領から銀山越を通過して最上銀山の温泉場に入るところから始まる。そして、最後は、安政七年三月十三日、江戸着、本所津軽公御屋敷東御門向屋敷内深沢要助方に止宿滞留するという記事で終わっている。この時代は、幕府が日米修好通商条約に調印し、いわゆる安政の大獄を開始した政治の大激動期であったが、この日記の中には、それらしい記述はほとんど見られない。各地で軍談を語りながら、旅を続ける様子が淡々と記されているのみである。

旅のコースは、現在の地名で示せば、おおよそ次のようである。銀山越というのは、宮城県古川から山形県尾花沢に抜ける中羽前街道が奥羽山脈を越えるあたりで、僊風は、そこから尾花沢近辺に出、最上川沿いに天童、山形と南下し、再び北上して寒河江に至り、さらに出羽三山に回る。出羽三山山麓から険しい山道を通って長井市の近くに出、米沢に至る。米沢から再び山を越えて飯坂温泉付近に出、福島、二本松へと南下する。その後、猪苗代周辺を回ってから三春へ進路を取り、三春から阿武隈山地を越え、太平洋岸の富岡に出る。富岡からはしばらく海岸伝いに南下し、常陸太田付近から西に向かい、栃木県真岡市に至る。真岡からさらに下館に出、鬼怒川、利根川を舟で下り江戸に到着する。

この間、正味約十ヵ月、西へ行ったり、東に向かったり、南へ行ったり、また北上してみたりと、あたたかも足のむくまま気のむくままに江戸へ向かって旅を続けている。その旅は、軍談の興行をうって稼ぎながらの旅ではあるが、どうも稼ぐことに目的があるようには見えない。稼ぐことは稼いでも、酒を飲み、博打に手をだし、宿代・酒代に困って衣類を売り払う、まるで旅を続けることが、そのまま生活することになっているかのようなのである。実際、僊風は江戸者のように思われるが、江戸に自分の家を持っているわけではなさそうであるし、旅の途中には以前にも

回っていると思われる家もある。妻や子供のことが一切出てこないところを見ると、僂風は、独身であったと想像されるが、独身の軍談師の生活は、案外気儘な旅暮らしであったのではなからうか。

軍談師として、僂風が何を語ったのかは、この旅日記ではまったく分からないが、どんなところで語ったのか、その稼ぎはどれくらいであったのかはよく分かる。まず、場所としては、当然のことながら宿場や温泉場あるいは門前町、城下町のような人の多く集まりそうなところが多い。それらの町的な場所で、旅籠屋、売春宿、宿坊、寺等のほか、土地の有力者や俠客の家等でも興行したり、講演したりしている。

稼ぎの方は、土地によって多少の高低はあるものの、平均すると大体一席一朱前後、それを日に二、三席こなす。もちろん、いろいろな都合で席が設けられないこともあり、稼ぎはいきおい不定期にならざるをえず、時には衣類を売ったりしなければならぬ破目になるわけである。それでもこの旅の間、総計約十両近くの金を稼いでいる。もちろん先に述べたように、その金はすべて旅の途中で使ってしまったている。

その他、この旅日記には、当時の軍談師の社会的地位の自己認識を示す興味を引く記述もある。山形領内でのこと、平吉という者の世話で興行しようとしたところ、それが「新内軍談打交」の興行であることが分かり、「余り馬鹿馬鹿敷事ト存じ、直様引返し」たとある。社会的には同じに見られがちな「芸人」であっても、軍談師には軍談師の矜持があり、新内とは区別したかったのであろう。その矜持がどこからくるものかは推測の域を出ないが、歴史や文字の世界に直接関わっているという意識があるのではあるまいか。

ともあれ、この旅日記は、短いものではあるが、軍談師という旅の「芸人」の生活記録としてかなり珍しいものがあり、庶民の生活記録の一つとしてここに紹介する。

最後になったが、この史料を提供してくれた芦東山先生記念館館長の芦文八郎氏に謝意を表したい。

旅日記

僊風

安政六未ノ五月八日、仙台領より銀山越を致し、最上銀山の温泉場へ出る。爰ニ小関屋吉次郎と申して、軍談の真似致し候者有。則是ニ尋ね参り、四日逗留の内昼一席夜講三座、金壺分式朱請取。尤節柄悪しく田植真最中、温泉人至て不足。夫より十二日出立致し、尾花沢江参り候処、在町と申、且佐竹、庄内、六郷杯ト毎夜交代大名泊打続、座席出来兼候由申ニ付、大石田と申処へ参り、加賀屋治兵衛ニ泊り二日逗留。昼一席、金壺朱請取、宿払ひ、酒手等ニ差詰り、金式朱之代ニ羽織壺枚預け置、出立。

十四日、東根町春木屋何某と申仁軍談師ニ付尋ね候処、庄内酒田江参り留守中のよし。親父在宅ニ候得共、至而不人相者ニ而、断之挨拶甚た嫌ひの趣申ニ付、直様暇乞の節、奥より神田伯円大人の門弟ト名乗、伯鶴ト申者廿四五歳の男立出挨拶ニ及び、此者より添書ニ而、天童二鶴方江来ル。翌日、昼一席、金式朱請取、即日山形江来り、旅籠町絹屋清八方ニ止宿。同人宅ニ而三席、金壺分六百文請取。

夫より皿屋良助ト申菓子屋、柳川龍仙門弟のよし。此者世話ニ而、若松屋と申売婦屋江参り、昼三席、金壺分式朱

請取。夫より横町湊屋惣七ト申仁之宅ニ而、是ハ俠客なり。爰ニて五席夜講致し、金貳分貳朱請取。又旅籠町材木屋刃ト申宅ニ而一席、金貳朱受取。此処ニ足袋屋卯之丞ト申者有之、尋參候処、親類中出入事有之、彼是取込ニ而、座席成兼候よし相断候。此内ニ江戸下谷二丁町笑談亭自樂ト申軍談師逗留。此者より、金壹朱貰候。

都合、山形ニ而、金壹両貳分ト貳百文請取候得共、十五日より廿九日迄逗留之内、旅籠代其外酒代、雜用彼是差引、残四百文持參ニ而出立。

尤、谷地町平吉ト申者、手紙遣し、世話致候様申遣候間、則谷地江罷越候処、田宮ト申宿屋ニ參り、右之由咄し候処、平吉世話ニ而ハ宿成兼候由。毎度、平吉之為ニ損毛致候由。同人世話ニ而ハ甚た六ヶ數旨被申候間、平吉方江相尋候得共、山形迄新内への迎ひニ參り候由。新内軍談打交ニ而興行ノ様子ニ相聞得候故、余り馬鹿馬鹿敷事ト存じ、直様引返し、天童吉川二鶴方へ參り、六月四日迄此処ニ逗留致し、夜講二席、金三朱請取申候。

単物一枚、金壹分貳朱ト六百文ニ而買取申候。古単物一枚、羽織一枚売払ひ、金壹分受取、小遣ひ其外諸勘定差引、金壹朱ト三十文二鶴方より借受申候。

是より、二鶴同道致し、寒河江參り、一明院ト申法印の留守居二鶴門人ニ付、是ヲ頼ミ、長左衛門、熊太ト世話ヲ以四晚興行、金貳朱ト貳百文請取。御陣屋江被召、金貳朱請取。

同所九日出立ニて、岩根沢右京坊江尋候。此処ハ湯殿山麓ニ而、正別当は日月寺。門前先達坊中廿四人。西藏坊ニ而二席、長順坊ニ而一席、岩本坊ニ而二席。在方沼ノ平ト申処江參り二席、金貳朱請取。山形湊屋惣七殿參詣ニ而逗留ニ付一席、金貳朱請取。八聖山大聖院ニ而二夜興行、金貳朱請取。綱取村追分茶屋ニ而一席、金壹朱請取。又々右京坊江引歸し、七月廿二日迄爰ニ逗留。

同所出立ニ付、右京坊より餞別ト而金貳分請取。文性坊より金壹朱、岩本坊より貳朱、西藏坊より貳朱、三学坊より壹朱、長順坊より壹朱、円長坊より青銅貳拾疋。其夜、追分茶屋喜四郎方ニ止り、翌廿三日出立。右京坊添書ニ而、

志津村布袋屋伝内方江参り、同人方ニ廿八日迄逗留。金壹分貳朱ト五百文請取。夫より大井沢平村兵四郎殿方江来ル。三日逗留。一席、貳朱請取。夫より同所中村ト申処、湯殿山別当大日寺門前坊中廿四人組頭西藏坊ト申仁の方ニ泊り、三夜興行、金壹分ト四百文請取。同人演出ニ而、同村の内中北組ノ坂ノ下寅藏ト申方江参り、四日の夜一席、金貳朱請取。今一晚有之候得共、講談中挨拶致し候者有之、至て読悪く、仍之相断り出立仕候。翌五日出立ニて、米沢迄罷越申候。

尤、此処湯殿山御行者街道の由ニて、新道ニ而、行程六リケ間茶屋四軒有。乍併万事きたなくて、飲食不叶。勿論、夏中斗りの通行のよし。道も甚た難処也。米沢領黒鴨ト申処ニ御番所有。爰ニて切手出ル。同村橋詰イツミヤ善五郎ト申方ニ一宿。翌六日、雨天ニ付馬ニて鮎貝迄来ル。

町入口橋本屋与八と申宿屋ニ泊り、七日ノ夜興行、金貳朱受取。八日夜、阿分登町江参り、升屋ト申はたごやへ泊り、至而ふあいさつ。尤、橋本屋より添書也。翌九日出立。城下より二リ半手前、阿分久満ト申あいの宿、松坂屋味祢藏ト申江泊り、十日城下江出、御判処ニ而切手を替て、板倉迄来ル。福島屋次兵衛方へ泊。

十一日奥州伊達郡湯ノ村江着。穀屋平三郎と申方ニ止宿。此処、温泉場ニ而、湯坪三ツ有。尤、川向ハ飯坂と申、是も温泉バなり。至而繁花ニ而、芸人等も出入多し。同廿日此処ヲ出立致し（都合一分貳朱取）、二本松城下松屋ト□□ニ泊り、翌出立、玉の井組の内、山入村ト申処正福寺様江来り。八年ぶりニて御面談。尤、先年の御懇意の方々へハ御見舞ニ罷越申候。兵次右衛門、与惣兵衛、金右衛門、義兵衛、義三郎、忠左衛門、十四郎、十作、勘助、長右衛門、佐左衛門等、皆是等ハ已前の染馴の人々なり。

廿四日ニハ、正福寺ニ而一席、土産トして演説ス。聞人四人有。金壹分花代受取。同廿七日、上場坂与惣兵衛宅、法事ニ付呼れる。一席、五百文受取申候。廿八日、真黒ノ義三郎宅ニ而一席、金六百文受取申候。同廿九日ニは、石筵迄参候処、途中ニ而道ニ踏迷、炭焼小屋江参ル。尤、其日ハ雨天ニ而、甚た悪路、草おひ茂り難所ナリ。凡ソ二里

半程損ヲ致し、無扨又々正福寺江帰る。

翌日、正福寺にて不動尊護摩講ノ客三人有。本宮より生酒五升取寄、客人一人下戸、残り二人、方丈、某、都合四人ニ而、五升仰付る。尤、昼後より相始メ、晩方ニ終ル。一ト寝入致候処、寢忘ル。夜四ツ頃眼覚候処、何れも寢忘れ、客殿ニ五人、前後も不知打臥て、戸障子明ケ開キ、居風呂ハ水溢れ、真くらやみにて大笑ひ仕候。

夫より又々濁り酒を呑始メ、鶏鳴ニ至て打臥し、翌日ハ八月二日、石筵村江参ル。尤、二日酔にて、道中甚た難義。同所金三郎と申宅ニ而一席、金壺朱請取。翌三日、佐十郎と申方江被呼一席、金式朱受取。四日ノ朝、観音寺方丈迎ひニ被参候故、濁酒持参にて参候処、数献ニ及て、江戸噺杯ヲ致し、達而被止候得共、出立仕候。金壺朱貰。夫ヨリ高玉村半之右衛門と申方江参り、一席興行。金壺朱請取。

翌五日、アタミヨリ苗代田、関下ト参り、養閑寺ト申真言宗江罷越候得共、甚た不挨拶ニテ、手拭壺ツ遣ひ候得共、茶一ツ呑セ不申、腰掛ニテ直様暇乞仕候。夫ヨリ本宮江参り、小袖一ツ、金壺分式朱ト六百文ニテ買取申候。ロク／＼改メ不申買取、跡ニテ見候得ハ、甚た袖小さく困り入申候。尤、是ハ女郎共の着物ト相見え、丈ケ長き事一尺余、八ッ口明キ、尻へはり、裏きれ何の役ニ立不申、買かぶり申候。一笑。

其夜、台の佐左衛門と申方江尋参候処、八年目ニテ来り候故、何角馳走トテ、豆ゆで杯ニテ、家内一統夜鍋ヲ致し、わらだらけの処ニとまり、迷惑仕候。勿論、此家、金ハ相応ニ有之候得共、至而しわく、且又不骨故、軍談杯の相手ニ成不申、唯々働く一方ニテ、世の中の人情ヲ知申さず、朝ハ暗キ内よりかせぎ、枕元ニテ何ヤラドサクサ騒キ、ヤカマシク寝られ不申候。目ノよる処江玉がよるトヤラ。嫁迄カセギ候者ニテ、寸暇モ唯ハ居不申、甚た不様アイソウノ家ニ御座候。其上、親父、家内ノ者ヲ叱りちらし、つまらぬ処江止宿仕候。是も旅の執行ト一笑仕候。

翌六日、早天ニテ出立致し、又々正福寺江参り、夫ヨリ玉の井村相応寺江参り、鈴木氏ト申酒屋ニテ一席、玉泉寺様ニテ一席、都合二席之処、代六百文請取申候。八日同処出立、又々正福寺江帰ル。同九日、真黒忠作方ニ而一席、

金式朱請取。同十日、会津領星沢ト申きし小屋六左衛門方ニ泊り、十一日、酸川野口、此処御番所有。

川上屋広左衛門方ニ泊り、其夜一席読候処、翌日ニ至り出立の砌、酒代、旅籠代払候得共、夜前の席料出不申候ニ付、催促仕候へバ、当所ハ至而貧村ニして差上へきよふ無之よし申ニ付、彼是掛合ニ及び、段々理詰ニ致候処、亭主始メ家内のもの皆々、色々申訳ケ致し、一言も無之誤り入候ゆへ、余り申過し些氣の毒ニ相成、席料ハ扱ヲキ、却て此方より余慶の酒代ヲ差出し、出立仕候。扱々旅ハさまぐのものにて、とんだ目ニ出合申候。乍併、此者共ハ犬トいわれても、銭さへ出さねバい、トいふ者ト相見得、余り馬鹿馬鹿しき事故、旅の日記ニ書のせ申候。

夫より十二日ノ夜、猪苗代町伊勢屋ト申宿ニ泊。十五日此処出立致し候。勿論、一夜も講し不申。主人、至て貧倉にて、毎夜く人の足を留置キ、今宵ハくト申、ろくく遣ひも不致、只々滞留為致置候。尤、茶屋にて旅籠屋ニ候故、物も自由ニ付、思わず遣ひ過し、飲過し、諸勘定さし詰り候。扱なく、単物一枚五百五拾文の方ニ売払、勘定仕候。

尤、此浴衣ハ、去年十月、仙台領東山折壁と申町にて、式分ト四百文表代、裏代、壹分五百文仕立賃、彼是三分三朱程掛り候綿入ニ候処、当年夏ときわけニ致し、夏中着し候得共、未だ疵少しも無之。然ルヲ、価五百五拾文トハ、扱々なさけなき次第トハ存候得共、元来旅中の事故、如何共可致よふ無之払申候。年来旅馴候得共、ケよふなめニ出合候事もめつたニハ無之、余り珍敷事故、記録ニ載セ申候。

十五日ノ夜、高森と申すキジ引小屋ニ参り、春吉と申宅ニ一宿。翌日雨天ニ付、同人弟金次郎ト申者宅ニ止宿。十七日七日出立。信夫郡土湯ト申温泉場江参り、吾妻屋ト申江参候得共、折悪しく不幸ニ付、直様庭坂迄参り、鈴木屋嘉平ト申すニ止宿仕候。此処ニ廿三日迄逗留致し、若ひ衆より、わらし銭トして四百文貰ひ申候。外ニ一晚講し、壹貫弍文請取、宿払ひニ致し申候。

同日、上大笹生ト申処、東禅寺方丈江尋候得共、久吉ト申者邪魔致し、分り不申。直さま、下飯坂庄蔵ト申仁ニ止

宿致し、廿四日ハ相馬領山上村嶋田重郎右衛門方ニ止宿仕候。此節至而難澁一文も無之、阿武隈川渡し場ニ而、百八十文之羽織ノ紐ヲ船錢ニ差置ニし、廿五日中村城下江出、伊勢屋ト申江止宿仕、座席相頼ミ候得共、向々之役付ヲ以、御上江伺ひ上、御下知ならでハ不相叶由被申、勿論此節至而ふけいきニ而、諸芸人ハ一切制禁同よふ之よし被申、無擧出立仕候。

跡ニ而よくく承り候得ハ、一体伊勢屋ト申ハ、右よふナル世話致候を不得手のよし。尤、此節嫁ヲ追出し候相談最中ニ而、家内取込旁弥分り不申候。

廿六日、原ノ町仲野屋忠兵衛ト申江泊り、若ひ衆江使ひ致候処、此節がら逆も座敷成兼候趣ニ而、四百文持参致して断りニ参る。其夜、中村麩売商人ト同宿致し、終夜飲明し、余り不仕合打続候間、えんぎ直しの為、翌日も昼前飲過し、勘定差詰り、当夏最上ニ而、壹分式朱ト六百文にて買取候風織績単物売払ひ、旅籠錢其外酒肴代相払ひ、式百文持参ニ而出立仕、夫ヨリ小高町江参り、岩船屋ト申江尋候得共、是以テ時節柄ニ而不分之趣申ニ付、岩城の方トハ存候得共、此セツ病氣流行ニ而甚物忙く由被申候ニ付、又々三春領江趣候。其夜金谷村ト申処、川間作左衛門ト申檢断ニ一宿仕候。

廿八日、同所出立、鉄山江尋候処、山所ハ一円芸人ハ勿論、他領人出入不叶ト被申、雨天ニ候得共、止宿不叶、直さま出立致し、つしまト申村檢断藤吉ト申江一宿相頼ミ申候。

翌廿九日、同所出立。同村之内如意輪寺ト申真言宗江尋ね、相頼候処、方丈早速聞届ケ、朝飯後早ハヤニ候得共、止宿仕候。其夜一席講シ、代四百文請取。翌晦日逗留致、其夜又一席、代七百文請取申候。明れハ十月朔日、逗留。其夜一席、五百文請取。同五日ノ夜、同所町今野忠左衛門方ニ而一席、金三朱請取。同六日ノ夜、同町政之助宅隠居ニテ一席、五百文請取。同七日昼席、寺ニ而一席、四百文請取。同八日、前沢庄之助ト申仁江参候得共、不分り。同九日ニは池田三代松ト申宅ニ而、治兵衛殿取持ニ而一席、四百文請取申候。ノ三貫六百文請取。

此内、寺ニ逗留。法印至而心切ニ而、よくく世話ニ相成申候。中々一夜も出来不申候処なれ共、皆法印威光ヲ以テ御取持ニ預り、存外之幸ひニ相成申候。此処ニ而、玉ツムギノ拾ヲ買、金三分。尤、質流れ。

十三日夜、寺ニ而一席、五百文請取。外ニ質屋隠居今野忠右衛門妻ヨリ、金壹分四百文貰申候。此婦人ヨリ、都合式分ト六百文貰申候。十四日ノ夜、飯樋村肝入星料治ト申仁ニ止宿。其夜休ミ、翌十五日晚、同所ニ而一席、五百文請取申候。

十六日、時雨、初雪少々降申候。此内ニ鈴木重左衛門ト申火術之先生參、逗留、稽古仕候。尤、中村家中也。

十六日夜、草野村大和田仁左衛門ト申造酒屋江參り、其夜一席。翌十七日之夜、同一席、金式朱請取申候。十八日、又々飯樋村星氏江引返し一席、壹朱請取申候。十九日、同町目明し栄三郎と申男衆江一席、金式朱請取。翌廿日出立、津島村如意輪寺方江引返し、廿二日出立。其夜、同所次兵衛と申方ニ止宿。廿五日出立。同人并法印、尼僧、忠右衛門、千代吉并妻同道ニテ、三春領うつし町芝居江来ル。此里数三り程、山道尤難所。松本や藤之助方江来ル。

廿七日、同所出立ニ而、桂文山ト申咄し家同伴致し、茂原村免田忠右衛門方ニ止宿。一席、六百文請取。廿八日、二本松領百目貫町嘉吉ト申俠客江尋候得共、先達而中軍談師逗留致し、宿の女房ト密通ニ而露見ニ及び、騒動致し候由。仍之当分不 분리之趣申ニ付、直様暇乞致、三春領石沢村庄吉ト申宅ニ一宿。一座講し七百文請取。

同廿九日、石之森村春風祐吉ト申角力取の処江止宿、休ミ。翌朔日、三春城下江罷出候処、会津屋ト申宿屋尋。一昨夜も軍談師參候得共、不分之趣申ニ付暇乞致し、其夜春田村御用酒屋山口与伝次ト申す大家江止宿。一席、金壹朱請取申候。同二日、谷田川ト申処江參り、是の処ハ桑折御支配所ニ而、天領なり。運平ト申仁ニ止宿。翌三日、逗留。文印、大酒之上眼病ニ相成、終日打臥し、無扱、御相伴ニ打臥申候。二夜休ミ、此節至而不工面成り。

翌四日、細田村力丸準助隠居丈蔵方ニ止宿。翌五日朝、本宅江呼れ、三春山伏常楽院、外ニ山上村勘助ト申仁ト酒宴致し、即日同所出立。山上村安藤勘助殿同道ニ而、同人宅ニ一席、四百文請取。同六日、早天ヨリ酒宴ニ取掛り、

主人大酔、我等兩人も大酩酊、終ニ酔倒れ、逗留仕候。

七日、同所出立、三春領下枝村久保内蔵之丞ト申男衆江参り、其夜文印休ミ、某一席、土産トして講し、八日ノ夜は同宅ニ而、兩人一席、代四百文請取申候。同九日ニハ、同村大久保ト申処、染屋鈴木宗助殿宅ニ而、兩人一席、金貳朱請取申候。

明れ八十日、雨天ニ付同人宅ニ昼前逗留。田楽ニ而酒宴ヲ催し、主人、料理人、殊ノ外万事喰物美味丁寧之馳走ニ預り申候。夕方ヨリ同家出立。文印ハ、福板ト申村酒屋吉田亮右衛門方江参り、是より別レル。

某、再ビ久保親方江来ル。其夜休ミ、翌十一日終日五六十ト申メクリヲ引樂しみ、代三百文勝申候。其夜、鈴木喜代次様御宅江一宿仕候。尤、下枝同村也。翌十二日、又々久保内蔵之丞殿方江引返し、逗留。十五日ノ夜一席興行、代六百文請取。同十七日夜、同村大平栄吉殿方ニ而一席、六百文請取。十八日、久保出立。道渡し村之半次殿方ニ止宿、休ミ。同十九日、同家ニて一席、金貳朱請取申候。翌廿日、田母神塩屋寛蔵殿方ニ止宿。其夜、同所真言宗法印世話ヲ以、一席講し申候。代四百文請取。

翌日廿一日出立、笠間領仁井町江参り、小塩屋辰五郎ト申紺屋江尋候得共、昨年焼失之後普請も成就致さず、彼是取散、仍之人寄之義相成兼候由断り、夫ヨリ荒町吉田屋ト申江参、頼候えは、折悪敷娘出産ニ而、御三四日ニ相成候由、是以人集メ候事延引。又々加賀屋清左衛門方江参り、相頼候処、女房血ノ道ニ而極大病、人寄セハ勿論、飯等も費申事不叶。殊ニ亭主留守中ニ付、被相断申候。

甚た折あしく、夫ヨリ半道斗り参り、広瀬ト申宿江参り、大工松五郎ト申者、旅籠屋致し候よし。是江尋候処、女房斗り、至而不人相、一人ニ而ハ宿成兼候趣、是ヨリ半道程参り候えは茶屋有之、爰江参り一宿被致候よし申ニ付、少々晩景ニ相成候得共、無撻教ヘニ任せ、右之茶屋を当に罷越候処、行共く一向人家無之、畢竟彼ノ婦人某を欺き、暮方ニ及んで難義為致候段、悪キ女ト存候得共、今更立帰る事も如何ト堪忍致し、極難所之山道凡ソ二里斗りも参候

処、漸々人里江着仕候。

殊ニ、其夜ハ不月闇ニテ闇さハくらし、谷間道。樹木生茂り、澗水とふとふと流れて、何となく心細く、足元ハ峨々たる凸凹道ニ而、猶あしたかけの事故、甚た難義仕候。夕飯後ニ、小白井村ト申処江着。此処、棚倉領庄屋三平ト申江参り、一宿相頼申候。

尤、旅籠屋ニ而泊り候得共、一円馳走無之、塩からき大根のクキ積ニ而、シイナ団子の汁ヲ喰セラレ、翌朝ハ、さし渡し七寸斗り之親椀に、大根之カタヲ入候飯ヲうつ高く盛付け、俗ニジヤガタラ芋トいふヲ、落し味噌ニ而コテコト汁ニ煮付、同しく漬ものニ而喰セ申候。夫ニ而二百文之旅籠代ハ、余り高直成事ト存し候得共、元来、日暮て無心致候故、是非なく泣寝入仕候。

翌廿二日檜葉郡上河内ト申江参り、あみ町神田川屋甚右衛門殿方ニ止宿。其夜一席、土産として講し、翌廿三日夜一席、代四百文請取申候。廿四日遠上ノ重左衛門殿方江止宿。其夜、大雪降、一尺程ツモル。翌日、逗留。廿六日出立、代四百文請取申候。此仁より千岡渡辺安四郎殿方江添書ヲ貰ひ申候。

其夜、同村之内上ノ台ト申処、神主ニ而酒屋ヲ致し候秋元左京ト申方ニ一席、金貳朱請取申候。尤、此主人至而柔和ニ而深切、躬々丁寧之御馳走ニ預申候。

翌廿七日、下川内着宿。酒屋和泉屋与五左衛門宅ニ止宿。其夜三章講候得共、座料一錢も出し不申候。其上賄方ハ、大根飯ニ大根汁、同株積ニテ朝夕賄ひ、尤、台所ニ而下人同座ニ御座候。茶一ツ吞セ不申候。実に木賃宿ニ泊り候より御龜末、甚た心外ニ存候。勿論、大家ニ而庄屋も致し、川内上下之内之大株ニ而、下女下男数多召仕候得共、主人一向心無し。剩へ止メ申候ヲ恩ニ致し候口ぶり、イヤハヤ、言語ニ絶降る愚人ニ候。大家之主人ニは又珍しき貧倉ニ御座候。

此内ニ水戸出生之由、画工が忝人逗留致し居候。名前ハ不存候得共、年倍三十斗リト相見得、至而大ふうものニ而、

未だ遊歴之簾とれ不申。勿論、手間取上りト相見得、手足痘だこだらけニ而、米搗ニ而も致候哉、甚た不骨之雅人ニ御座候。手元ハ見ず候得共、何れ右よふ之家ニ食客致候者故、是も有増芸術ハ分り申候。

廿八日ノ朝ト雖ゴマメ一疋喰し不申候。家内不残、大こんめしの馳走ハ至而笑止千万、氣ノ毒ニ存候。ケ様之大家も、又世ニ珍敷事故、一寸書置候。

廿八日出立、千岡村酒屋渡辺安四郎殿宅江参ル。棚倉ヨリ役人出張、泊ニ相成、仍之同所若衆取締。五郎吉殿方ニ止宿仕候。廿九日出立。此仁より上郡村喜八ト申仁江差凶ニ而、其夜ハ富岡駅大原や忠七ト申宅江一宿。尤、売婦やニ而、ヤクザフンバリ二三人有之。其夜、酒式升五合吞、翌日終日二日酔、色真青、昼后迄大病。其夜、上郡村喜八殿方江止宿。同村若衆頭八百七ト申仁宅ニ而一座講し、金式朱請取申候。此村ハ多古様御領分ナリ。

翌十二月朔日、同村の内太田と申処善三郎ト申方ニ止宿、休ミ。翌二日、久之浜若松屋平三郎ト申宅ニ一泊。翌三日、同所出立。四ツ倉浜吉田屋林蔵殿方江止宿、三日逗留。笠間御陣屋江一席、金式朱請取申候。六日、同所出立。其夜、中神谷村立鉾明王院様江一宿仕候。七日ノ夜、好間村月憲寺江一宿仕候。

八日ノ夜、関田駅甚五右衛門宅ニ一宿仕候。九日、多珂ノ郡之平瀉湊井戸ノ入町羽浜野屋藤十郎殿宅江止宿仕候。此処、常陸国也。奥陸常陸国境ニ而、勿来ケ関ト申名所有。街道より西の方、少し山江這入、旧跡あり。此辺、桜石ト申名石あり。奇石也。

此節、月廻ト申、不漁ト申、穀物高直、猶又、当夏中コロリ流行之後ニ而、甚た不景氣ニて、一席も興行不成候。翌十日逗留。十一日、出立仕候。尤、草鞋銭トして金式朱貰ひ申候。其夜、羽添書ニて足洗村惣七殿宅江一宿。屋根ふき替ニ付、座席不分り。錢別トして、青銅式拾疋貰ひ申候。十二日ノ夜、下孫駅ノ池田屋吉兵衛ト申候江一宿。尤、是も羽より之添書ニ御座候得共、此節役人出張中、且組合ニ逼塞戸罪之者有之、彼是不分り之段被申候。其夜、九ツ頃、大地震ゆり申候。

十三日ノ夜、松岡東郡岡田村茶屋富永屋和田右衛門ト申宅江一宿。主人能筆ニテ、俳諧師。新開流ト申手跡之よし。尤、自分ニ書出し候よし。至而風雅ノ手跡也。十四日ノ夜は、大宮駅宮中、河野源四郎宅江止宿。是より逗留。

安政七年正月元旦、常陸国水戸領那珂郡佐竹の庄部垂郷大宮駅ニテ、河野源四郎宅ニテ発年。正月十三日同所初市ニ付買もの。

一金貳分ト貳百文 拾一ツ

一金壹分六百文 羽織一ツ

一三百文 足袋

右の品、主人ヨリ買貰ひ申候。

同所、十六日出立。少々雨降。十七日の朝、出立。金貳朱、錢別。夫ヨリ下野国芳賀郡茂木村へ来り、横町叶屋甚兵衛方ニ止宿。二日逗留。金三朱ニ羽織ヲ預け、出立仕候。十九日、同所在大平村ト申処、上ノ台ト申処、市右衛門ト申宅へ泊り、一席、金貳朱請取申候。翌日、逗留。

廿一日市場村吉田屋ト申へ泊り、休ミ。翌廿二日、真岡在堀内村弁次ト申処へ泊り、休ミ。廿三日、真岡町荒町小宅喜兵衛方へ尋、其夜同所建具屋安兵衛方で一席、金貳朱請取申候。翌日夜、文□方ニテ一席、金貳朱請取申候。廿五日、三樹屋元兵衛方ニテ一席、貳朱請取。廿七日、休ミ。廿八日、出立。常陸国真壁郡小栗駅海老原永太夫へ泊ル。休ミ。廿九日、同所角屋鉄次郎宅ニテ一席、金貳朱請取申候。翌晦日一席、貳朱請取申候。

二月朔日、奥玉村前原ノ勝右衛門殿方へ来ル。一席、錢貳百文請取。二日、逗留。三日ニハ、同所大国王神主太田伊予守ト申神職へ泊り、休ミ。四日源法寺村連中円玉方へ尋ル。是ヨリ逗留。七日ニハ、同村隠居十兵衛老人ト谷貝村同人倅兵助殿方へ参り、八日ノ夜一席。同九日、合羽を円玉方より買取、届け呉候。金貳分。其夜一席、都合二席の処へ金壹分請取申候。

十日、又々源法寺へ帰ル。十一日、宮崎村中山周堅ト申眼科へ参り、兩人ニテ一席、忝朱請取申候。十二日、源法寺へ参ル。十三日、羽鳥村嘉吉ト申方へ一宿、休ミ申候。十四日昼後より雨。其夜、又々嘉吉方へ参り、一席、忝朱。十五日、いサ、村善助殿方へ一席。十六日の夜、同所醬油屋ニテ一席、金壱分請取申候。十七日、谷貝村兵助殿ト同道致し、罷越し、其夜休ミ。十八日、十九日二席、忝朱請取。廿日、大国玉鉄砲鍛冶半兵衛方へ参ル。其夜一席、忝朱請取申候。廿一日、又々源法寺へ参ル。廿八日、正龍同道ニテ、小栗村角屋へ上り、二日迄逗留。三席読、忝分忝朱貰ひ申候。

二日ノ夜、高田町へ参り、わたやト申ニテ泊、休ミ。翌三日、節句ニテ昼席、其夜一席、忝分請取申候。四日出立、門井村日野屋政兵衛方へ泊。五日、正龍ニ別レル。其夜、下谷貝村辻トいふ処、境屋栄吉方へ泊り。ミカド山トいふ角力の家也。十日迄逗留。金忝朱請取申候。

十八日、円印、江戸へ行。跡へ赤松若柳トいふが参ル。十九日雨。廿日晴ル。廿一日天キ。廿二日晴ル。廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、晦日。后ノ三月朔日、谷貝村栄吉殿方江参り、一宿。翌二日、又々源法寺へ帰ル。三日、四日、雨引山観音江、川嶋髪結初太郎、円玉同道ニテ参詣。

五日、六日、七日、八日、九日、十日、円印同道ニ而源法寺村出立。其夜、下館町柳町橋屋佐市郎方ニ止宿。翌十一日、川嶋村床屋初太郎方ニ止宿。兩人別れる。十二日、境河岸関祢屋方より夜船ニ乗り、十三日、江戸着。本所津軽公御屋敷東御門向屋敷内、深沢要助殿方ニ止宿。滞留仕候。

(原則として、漢字は新字体を用い、誤字と思われるものもそのままにした。変体仮名は普通の仮名に直した。また、段落、句読点は紹介者が適宜施した。この後、住所録、短歌の書付けが付いているが、紙数の関係上省略した。)

(きつかわ・としただ 日本政治思想史)